委託契約書

収入

印紙

貼付

佐賀県（以下「甲」という。）と□□□□（以下「乙」という。）とは、令和７年度佐賀県伝統工芸を未来につなぐ技のたすき事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（１）伝統的地場産品のテストマーケティング（見本市やPOP UP等）の実施

（２）産地事業者が連携した取組の実施

（委託期間）

第２条　委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和８年３月31日までとする。

（委託料）

第３条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金□□□，□□□円（うち消費税額及び地方消費税額□□，□□□円）とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する契約保証金を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には利息をつけない。

３　甲は、乙が委託業務を履行したときに第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、乙が保証会社との間に、甲を被保険者とし第１項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

※佐賀県財務規則第115条第３項第４号又は第７号に該当する場合

第４条　契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第３項第４号（第７号）の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第５条　乙は、委託業務を甲が別に定める「令和７年度佐賀県伝統工芸を未来につなぐ技のたすき事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（委託業務の調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

（完了報告書の提出）

第９条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（別紙様式１）（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から１０日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

３　乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前２項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

４　第２項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第１０条　乙は、甲から前条第２項（同条第３項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書（別紙様式２）を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して３０日以内に乙に委託料を支払うものとする。

３　甲は、第１項の規定にかかわらず、乙が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、甲が必要と認める場合には、委託料を前金払（別紙様式３）により支払うことができるものとする。

（契約内容の不適合責任）

第１１条　甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

２　前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第９条の規定による成果物の引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。

３　第１項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第１２条　乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

２　甲の責に帰すべき理由により、第10条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（２）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（３）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第１４条　前条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

３　第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年□□%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（損害賠償）

第１５条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第１６条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（権利の帰属）

第１７条　仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

２　本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

３　甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

４　委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

５　第１項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

６　乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の保護）

第１８条　この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの保護）

第１９条　乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記２「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第２０条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第２１条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

　この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする

　　令和　　年　　月　　日

印

　　　　　　　　委託者（甲）　佐賀市城内一丁目１番５９号

　　　　　　　　　　　　　　　　佐賀県　産業労働部　流通・貿易課

伝統産業支援室室長　近野　顕次

　　　　　　　　受託者（乙）　□□□県□□□市□□□番地

　　　　　　　　　　　　　　　　□□□□□□□□株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　□□　□□